



福岡医発第 2704 号 (地)

令和 4 年 12 月 28 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 蓮 澤 浩 明

(公 印 省 略)

厚生労働省「疑義解釈資料の送付について (その 35) 及び (その 36)」の送付について

今般、厚生労働省保険局医療課より疑義解釈が発出されましたので、別添のとおりお送りいたします。

つきましては、本件について、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 「疑義解釈資料の送付について (その 35)」の歯科関係 (別添 2) は省略しております。
- 2) 本資料につきましては、本会ホームページ会員専用「令和 4 年度診療報酬改定について」(https://www.fukuoka.med.or.jp/members/iryo_hoken/shinryo/h30_copy_copy_2.html) に掲載いたしますので、ダウンロードの上、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

日医発第 1862 号（保険）
令和 4 年 12 月 23 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その 35）」の送付について

令和 4 年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、令和 4 年 3 月 4 日付け（保 305）「令和 4 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省より、令和 4 年度診療報酬改定に関する Q & A「疑義解釈資料の送付について（その 35）」が発出されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

疑義解釈資料の送付について（その 35）

（令 4.12.21 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事 務 連 絡
令和 4 年 12 月 21 日

地 方 厚 生（ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 35）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件(令和 4 年厚生労働省告示第 54 号)等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 1 号）等により、令和 4 年 4 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

医科診療報酬点数表関係

【在宅経管栄養法用栄養管セット加算】

問1 区分番号「C162 在宅経管栄養法用栄養管セット加算」において、
特定保険医療材料である交換用胃瘻カテーテルを使用した場合は、特定保
険医療材料の費用を別に算定することができるのか。

(答) 算定可。

日医発第 1877 号（保険）
令和 4 年 12 月 27 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その 36）」の送付について

令和 4 年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、令和 4 年 3 月 4 日付け（保 305）「令和 4 年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省より、令和 4 年度診療報酬改定に関する Q & A「疑義解釈資料の送付について（その 36）」が発出されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

疑義解釈資料の送付について（その 36）

（令 4.12.26 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事 務 連 絡
令和 4 年 12 月 26 日

地 方 厚 生（ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 36）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件(令和 4 年厚生労働省告示第 54 号)等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 1 号）等により、令和 4 年 4 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

(別添)

医科診療報酬点数表関係

【SARS-CoV-2・インフルエンザ・RS ウイルス核酸同時検出】

問1 令和4年10月28日付けで保険適用された SARS-CoV-2・インフルエンザ・RS ウイルス核酸同時検出を実施する際に用いるものとして、「SARS-CoV-2、インフルエンザウイルス及びRS ウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品」とあるが、令和4年12月26日付けで薬事承認された「X p e r t X p r e s s C o V - 2 / F l u / R S V p l u s 「セフィエド」」(ベックマン・コールター株式会社)はいつから保険適用となるのか。

(答) 令和4年12月26日より保険適用となる。

【SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出(定性)】

問2 令和3年5月12日付けで保険適用された SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出(定性)を実施する際に用いるものとして、「SARS-CoV-2 抗原及びインフルエンザウイルス抗原の検出を目的として薬事承認又は認証を得ているもの」とあるが、令和4年12月26日付けで薬事承認された「クイック チェイサー A u t o S A R S - C o V - 2 / F l u」(株式会社 ミズホメディー)及び「富士ドライケム I M M U N O A G カートリッジ C O V I D - 1 9 / F l u」(株式会社 ミズホメディー)はいつから保険適用となるのか。

(答) 令和4年12月26日より保険適用となる。